

■令和5年度第7回（第332回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和5年12月26日（火） 午後3時45分～午後4時30分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、小川副市長、水道事業管理者、教育長、都市戦略本部長、総務局長、副教育長、総合政策監

【議 題】 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について

< 提案説明 >

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について、教育委員会事務局から次のような説明があった。

- ・ 本議題は、本市の児童生徒に対して、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策として、「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」の設置について、令和8年度開校に向け検討を進めてよろしいか、また、設置に当たり提案の方向性で検討を進めてよろしいかの2点について、御審議いただくもの。
- ・ 始めに、検討の起点について説明する。全国の不登校等児童生徒は年々増加し、本市においても同様の状況であることから、不登校等児童生徒への支援の充実は喫緊の課題である。本市では、既存の支援体制に加えて、学びの提供の場として不登校等児童生徒支援センター（Growth）を、令和4年4月に開設し、オンライン学習支援を行ってきた。不登校等児童生徒の欠席の要因は、国の調査上、「病気」「経済的理由」「不登校」「新型コロナウイルス感染回避」「その他」の5つに分類されているが、その背景には、子どもたち一人ひとりの多様な状況がある。不登校という現象の向こう側にいる、多様な背景をもつ子どもたちが、社会的に自立できるよう学びを提供していくためには、これまでの支援に加えて、柔軟で包摂的な教育課程を編成した学校、すなわち学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置が必要であるという考えに至った。
- ・ 次に、児童生徒の不登校等に係る現状について説明する。本市の不登校の児童生徒は、令和4年度2,103人であり、そのうち相談機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生は757人であった。この背景として、児童生徒の休養の必要性を明示した、いわゆる教育の機会確保法の趣旨が浸透したこと、長期化するコロナ禍による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況が続いたこと、学校生活において様々な制限がある中で、交友関係を築くことが難しかったことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことが考えられる。
- ・ 本市における不登校の要因について、国の調査によると、無気力・不安が1,083人と最も多く、続いて、生活リズムの乱れ、友人関係が多い状況である。また、年間の欠

席日数では、30日から90日未満までが770人、90日以上が1,333人である。

- ・本市における欠席の要因について、令和元年度から令和4年までの経年で見ると、「無気力・不安」が最も多く、また欠席日数別では、毎年90日以上が多い状況にある。新型コロナウイルス感染症の影響により、学校や家庭における生活や環境が大きく変化し、人と人との距離が広がる中、不安や悩みを相談できない子どもたちが、学校に登校しないという形で不安を表していると国も分析しており、本市においても同様と考えられる。
- ・次に、本市の不登校児童生徒への支援について説明する。学校及び教育委員会の、不登校を生まないための取組と不登校児童生徒への支援の方法について、まずは、不登校を生まないために、学校は、授業改善や毅然とした問題行動への対応等により、安心して学べる環境をつくっている。また、誰もが相談できるよう、専門職を全校に配置するとともに、学校外にも相談できる窓口を整えている。さらに、学校を休み始めた児童生徒及び休みが長期化してしまった児童生徒について、学校が手引きを参考にしながら、きめ細やかな対応に努めているところである。これらに併せて、教育委員会では、学校外での学びの場として、教育支援センター及び不登校等児童生徒支援センター（Growth）を運営しており、公的機関外ではフリースクールという選択肢もある。
- ・学校は、欠席をした児童生徒に、電話や家庭訪問を実施している。相談機関等から指導・支援を受けていない児童生徒についても、そのほとんどが学級担任との連絡は継続的に取れている。また、学校は、児童生徒が月3日欠席すると、「欠席状況調査票」を作成し、面談を行う。その後、支援方針を決めるケース会議を実施し、だれがいつまでにどのような対応をするかを決定し、支援機関につなげる。なお、相談機関等の相談・指導を受けていない児童生徒は、担任と本人の連絡はとれているが、継続して学習に取り組めていない状態にある。
- ・教育支援センターと不登校等児童生徒支援センター（Growth）の共通点は、在籍校と連携を図りながら、在籍校に籍を置く児童生徒の支援を行う場であり、在籍校が学習評価等を行うことである。それぞれの利用者及び保護者の声として、教育支援センターでは、「毎日通える居場所があるだけで救いになる」や「無理なく通える時間割になっている」など、多くの肯定的な感想をいただく一方、「オンラインによる支援があるとよい」などの要望もいただいている。同じく、不登校等児童生徒支援センター（Growth）では、「規則正しい生活ができるようになった」や「毎日楽しいと言って参加している」、「孤独にならなかった」などの感想をいただく一方、「先生とマンツーマンで勉強がしたい」などの要望もいただいております。また、令和5年11月には利用者の保護者を対象に学びの多様化学校に関するアンケートを実施したところ、多くの方より通わせたいというコメントをいただいた。このことから、学校外での支援のさらなる充実、新たな選択肢の設定が必要であると考えている。
- ・相談機関等の相談・指導を受けていない757人について、令和4年度の最後の月である令和5年3月の状態では、ほぼ毎日登校できている児童生徒が191人、週2回程度の登校が211人、週1回程度の登校が222人であった。こちらの児童生徒は、比較的継続して学習に取り組めており、また週1回程度ではあるものの学校に登校できてい

る状況である一方、1日も登校できなかつた133人の児童生徒については、学習に継続的に取り組んでいるとは言えない。133人の状況はさまざまであるが、担任からの電話や面談などのつながりはあるものの、登校の意欲や、担任以外の大人に相談する意欲が本人に湧いていない状況が見られる。

- ・ 本市が目指す不登校支援は、不登校等児童生徒の学びの機会を確保し、個別最適な学びを提供することであり、これまでも、一人ひとりの悩みに寄り添いながら、学習の機会を確保してきたが、教育支援センターや不登校等児童生徒支援センター(Growth)における支援は、あくまでも在籍校の教育課程における学びをカバーする形の支援である。学び方、学ぶ内容、その指導と学習評価について、一人ひとりに合った形で継続的に提供する場が、新たな選択肢として必要であり、時間的・空間的な制限を超えた多様な学びができる環境を整備し、その中で一人ひとりの子どもが自らの興味・関心に基づき、それぞれの強みを生かしながら主体的に学びを進めることができる環境をつくるため、学びの多様化学校の設置が必要であると考えます。
- ・ 国の学びの多様化学校に係る動きとして、令和5年6月に閣議決定された教育振興基本計画において、各都道府県、政令指定都市に1校以上設置することが示されている。
- ・ 次に、本市が目指す学びの多様化学校について説明する。校種は小学校及び中学校で、対象は、原則学校を年間30日以上欠席している児童生徒で、オンライン及びスクーリングによる学びを希望している児童生徒と考えている。開校当初の児童生徒数の想定は300名とし、運営形態は「オンライン授業」と分教室への「スクーリング」によるハイブリッド型としている。本校を市立教育研究所に、分教室を市内6か所の教育相談室内に置く考えでいる。学校の主な特色としては、「学びたいと思ったときに自分のペースで学べること」、「自分に合った学び方が選べること」、そして「安心できる居場所があること」としている。
- ・ 児童生徒受入れについては、在籍校での不登校の状態が1年間続いてしまうことがないように、4月と10月の年2回、転入学の機会を設ける考えでいる。
- ・ 今後のスケジュールは、令和7年度の前期に転入学希望者を対象としたプレ開校を行いつつ、令和8年度の開校を目指して準備を進める。

< 意見等 >

- ・ 不登校の児童生徒が多様化する中、選択肢を増やして学びにつなげるということが趣旨だと思うが、特に相談機関等の相談・指導を受けていない子どもたちは、学びの多様化学校ができると、そこに行くという選択肢を選ぶ道筋はどのように作るのか。
- 不登校支援で重要となることは、子どもの居場所であると考えている。学びの多様化学校は、特別な教育課程を編成することで、一人一人に合った学習等の様々な場所を設定することができる。
そのため、現在の教育課程ではなかなか馴染めず、居場所が見つけれられない子どもたちに対して、学びの多様化学校は居場所として繋がっていくものと考えている。
- ・ 学びの多様化学校の機能として、学校が多様な子どもたちが触れ合う小さな社会の場としての機能があることを踏まえると、各分教室が集うプログラムは想定されているのか。
- 不登校等児童生徒支援センター（Growth）においても、教育支援センターと合同で体験活動等を行っている。全員が集まることは難しいが、少しでも交流の場面を多く作って、子どもたちのコミュニケーションの機会を作っていきたいと考えている。
- ・ 不登校の要因は様々であるため、その対応については、子ども未来局や福祉局と連携し、情報の共有を図りながら進めて欲しい。
- 引き続き、関係局との情報共有を行いながら、子どもたちをしっかりと支えていく。
- ・ 学びの多様化学校が設置されることで、学びの多様化学校に転籍する子どもと、転籍はせず引き続き教育支援センターなどの、不登校支援を利用する子どもができると考えられる。その境目の対応については、柔軟かつしっかりと行っていただきたい

< 結果 >

教育委員会事務局発議の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」は、原案のとおり了承とする。

ただし、以下の点に留意すること。

- ・ 学びの多様化学校の設置を踏まえた不登校支援の全体図について、十分に検討すること。

また、不登校の要因分析をさらに深め、学びの多様化学校が不登校児童生徒にとって等しく学びにつながる支援となるよう引き続き検討を進めること。

< 会議資料 >

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について